

自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)に基づく開示

銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。以下「規則」という。)第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(自己資本比率規制の第3の柱(市場規律))として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を、当該告示に則り、本章で開示します。
 なお、本章中における「告示」は平成18年3月27日 金融庁告示第19号、自己資本比率規制の第1の柱(最低所要自己資本比率)を指しております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

自己資本の構成に関する開示事項(連結・単体)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

また、当行は、国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法^(注)を採用しております。

(注) 標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

【連結】

(単位:百万円)

項 目	平成28年 3月末	経過措置による 不算入額	平成29年 3月末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	32,863		33,936	
うち、資本金及び資本剰余金の額	16,038		16,038	
うち、利益剰余金の額	17,250		18,324	
うち、自己株式の額(△)	43		44	
うち、社外流出予定額(△)	382		382	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	51		70	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	51		70	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,008		858	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,008		858	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,360		1,180	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	608		556	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 35,892		36,603	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	596	895	1,012	675
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	596	895	1,012	675
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	146	97
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	114	171	173	115
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 711		1,333	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ) 35,181		35,269	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	325,957		336,528	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,712		4,337	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額	895		675	
うち、繰延税金資産	—		97	
うち、退職給付に係る資産	171		115	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,132		△300	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	3,778		3,748	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,934		20,891	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 346,892		357,419	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.14%		9.86%	

自己資本比率規制の第3の柱
市場規律に基づく開示

【単体】

(単位:百万円)

項 目	平成28年 3月末	経過措置による 不算入額	平成29年 3月末	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	31,950		32,937	
うち、資本金及び資本剰余金の額	16,038		16,038	
うち、利益剰余金の額	16,336		17,323	
うち、自己株式の額(△)	43		44	
うち、社外流出予定額(△)	380		380	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	961		818	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	961		818	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,360		1,180	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,272		34,936	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	587	881	1,003	668
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	587	881	1,003	668
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		146	97
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	88	132	139	93
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-		-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-		-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	676		1,289	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	33,596		33,646	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	322,819		333,154	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,660		4,308	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	881		668	
うち、繰延税金資産	-		97	
うち、前払年金費用	132		93	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,132		△300	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	3,778		3,748	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,083		20,034	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	342,903		353,188	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.79%		9.52%	

【定性的な開示事項】

※以下の開示内容において、年度等を併記していないものについては、平成27年度、平成28年度とも相違ありません。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありませぬ。

- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに名称及び主要な業務の内容
平成28年3月末の連結グループに属する連結子会社は2社です。

名称	主要な業務の内容
株式会社大東クレジットサービス	クレジットカード業務
株式会社大東リース	リース業務、信用保証業務

平成29年3月末の連結グループに属する連結子会社は2社です。

名称	主要な業務の内容
株式会社大東クレジットサービス	クレジットカード業務
株式会社大東リース	リース業務、信用保証業務

- (3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
銀行法における大口信用供与規制といった一般法令上の制約のほか、連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等は特段ありません。

2. 自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段（平成28年3月末）

発行主体	大東銀行	大東クレジットサービス 大東リース
資本調達手段の種類	普通株式 (127百万株)	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		608百万円
連結自己資本比率	15,994百万円	
単体自己資本比率	15,994百万円	
償還期限の有無	無	
その日付	-	
償還等を可能とする特約の概要		
初回償還可能日及びその償還金額	-	
償還特約の対象となる事由	-	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	-	

自己資本調達手段（平成29年3月末）

発行主体	大東銀行	大東クレジットサービス 大東リース
資本調達手段の種類	普通株式 (127百万株)	非支配株主持分
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額		556百万円
連結自己資本比率	15,994百万円	
単体自己資本比率	15,994百万円	
償還期限の有無	無	
その日付	-	
償還等を可能とする特約の概要		
初回償還可能日及びその償還金額	-	
償還特約の対象となる事由	-	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	-	

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、信用リスク、市場リスク（銀行勘定における金利リスクを含む）、オペレーショナル・リスク等の各種リスクについて、それぞれのリスクに適したリスク管理を行うとともに、各種リスクを横断的に把握・評価し、それらのリスクが経過措置を適用する前の自己資本の額を超えないようにモニタリングすることで、自己資本の充実度を確保しております。

また、自己資本比率については経過措置適用前後の計数を指標として用い、それらと繰延税金資産等を対比することなどにより自己資本の量的質的十分性を確認し、十分な自己資本の確保と質の向上に努めております。

4. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスク管理の方針及び手続の概要

① リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化に起因して、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを適切に管理するとともに、信用リスクの分散を図ることにより、銀行全体のポートフォリオの適正化を目指しております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営陣へ報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、クレジット・ポリシー（CP）に基づき審査部門が業種集中度や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っており、モニタリング結果を定期的に経営陣へ報告しております。

また、当行では行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用して

信用リスクについては月次ベースにて計量化を行い、信用リスク管理に活用しているほか、リスク管理委員会に定期的に報告しております。

② 自己査定と償却・引当

当行では、金融検査マニュアル等に則した「自己査定基準書」及び「償却及び引当金の計上規程」を定め、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。連結子会社においても、当行の基準に準じた規程を定め、自己査定及び償却・引当を実施しております。

貸倒引当金は、「償却及び引当金の計上規程」に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」「要管理先」に該当する債権については、債務者区分毎に、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上し

ております。「破綻懸念先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を個別貸倒引当金に計上しております。「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、その全額を直接償却又は個別貸倒引当金に計上しております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行では、保有資産のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付は、株式会社日本格付研究所（JCR）及び株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を使用しております。なお、証券化エクスポージャーにつきましては、上記2社に加え、スタンダード&プアーズ社（S&P）及びムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）の格付も使用しております。

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により、保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

当行では、貸出等の与信行為を行うにあたり、返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で、信用リスクを軽減するために、担保や保証等をいただくことがあります。当行が適用している担保や保証の種類として、担保では預金、有価証券、不動産等があり、中でも不動産担保が大半を占めています。保証については、信用保証協会による保証が主となっています。担保・保証の評価や管理等の手続については、当行が定める「担保基準書」等の行内規程に基づいて、適切な取扱いを行っております。特に不動産担保については、厳正な担保評価を行うべく、「事務取扱要領 融資編」に詳細な規定を定めております。また、同一業種へ信用リスクが偏ることのないよう業種別与信残高の管理を行っております。

当行は自己資本比率算出における信用リスク削減方法として「簡便法」を用いており、告示の要件を満たす適格担保、適格保証及び貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。適格担保の内容としては自行預金及び上場株式など、適格保証の内容としては我が国の政府関係機関の保証などが主なものです。貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保登録のない定期預金を対象としております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引及び長期決済期間取引における取引相手の信用リスクについては、取引相手毎にカレント・エクスポージャー方式^(注)により信用リスク額を算出し、与信判断及びリスク管理を行うとともに、その状況を経営陣へ報告しております。派生商品取引先については、オフ・バランス取引の信用リスク額と、貸出等のオン・バランス取引の与信額を合計した総与信額にて管理を行っております。

なお、当行では、派生商品取引に係る担保による保全や引当の算定は行っていません。

また、一部の派生商品取引では、当行の信用力が低下した場合に、追加的な担保提供が必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を十分保有しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及びリスク特性等の概要並びに体制の整備及びその運用状況の概要

現在、オリジネーターとしての証券化取引はありません。

また、当行は投資家として、当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入する場合がありますがその場合には流動性リスク等についても十分検討した上で購入することとしております。

当行が証券化エクスポージャーを保有した場合には、裏付資産の状況、金利動向、適格格付機関による格付情報等について、担当部がモニタリングを行い、その状況を経営陣へ報告することとしております。

(2) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行は「信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針」は定めておりません。

(3) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額算出に使用する方式

当行では、「標準的手法」により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額を算出することとしております。

(4) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合における当該証券化目的導管体の種類及び当行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当該証券化取引を行っておりません。

(5) 当行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

(6) オリジネーターとして関与する証券化取引の会計方針

当行がオリジネーターとして関与する証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。また、当行がアレランジャーに優先受益権を売却した時点で、証券化取引に係る資産の売却を認識しております。

(7) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定には、株式会社日本格付研究所（JCR）、株式会社格付投資情報センター（R&I）、スタンダード&プアーズ社（S&P）及びムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）の格付を使用しております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクをいいます。オペレーショナル・リスクは業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕現化の未然防止及び影響極小化に努めております。

当行では、オペレーショナル・リスクの対象を事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに大別しそれぞれに所管部を定め管理しております。

また、オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、当行のオペレーショナル・リスクを網羅的に把握する必要があることから、監査部を除く全ての部の委員で構成されるオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、オペレーショナル・リスクの把握、評価、モニタリングを実施し、リスクの低減に向けた対応策を検討する等、管理態勢の強化を図っております。なお、オペレーショナル・リスク管理委員会での管理状況については、リスク管理委員会を通じて定期的に経営陣へ報告しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額算出に使用する手法

当行では、自己資本比率算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」^(注)を採用しております。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理につきましては、リスク管理部門において、定期的リスクを評価し、その状況を経営陣へ報告しております。

株式等の価格変動リスクは、信頼水準99%、保有期間120日のバリュー・アット・リスク (VaR) ^(注) によりリスク量を計測し、予め定めたリスク限度額等の遵守状況をモニタリングしております。

株式の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均法により算定)、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は、財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

(注) VaR…一定の確率の下の予想最大損失額。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) 銀行勘定における金利リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利が変動することによって生じる資産価値の低下や将来の収益の減少から損失を被るリスクをいいます。

当行では、銀行勘定 (資産・負債勘定のうち、貸出金、預金、有価証券など) の金利リスクについては、ALM管理システム及び市場リスク管理システムにより信頼水準99%、保有期間120日のバリュー・アット・リスク (VaR) の計測を行い、予め配賦を受けたリスク資本額 (リスク限度額) と対比してリスク限度額の遵守状況をモニタリングするとともに、適切に経営陣等に報告を行っております。また、リスク管理委員会においては、このほかに、一定の金利ショックを想定した場合の変動額 (BPV) ^(注) や自己資本比率規制の第2の柱におけるアウトライヤー基準とされる金利リスクの限度額、及び金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などについてのモニタリングや今後の対応方針について協議・検討を行っており、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(注) BPV…金利が1ベース・ポイント変化したときの商品の現在価値の変化額であり、金利の感応度を示す。1ベース・ポイント (bp) は0.01%。当行では100BPVにより管理しております。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、銀行勘定における金利リスクを算定するにあたり、計量可能なリスクについては、バリュー・アット・リスク (VaR)、ベース・ポイント・バリュー法 (BPV)、ギャップ分析 ^(注1) などの計量手法を用いて、月次で計量しております ^(注2)。また、バックテストにより、計量結果の検証を行っております。

その他、ストレス・テストやシミュレーションを行い、金利が大きく変動した場合等に想定しうる金利リスク量や損失額等の把握を行っております。

また、自己資本比率規制の第2の柱におけるアウトライヤー比率による金利リスク管理については、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックに対する経済価値の減少額を金利リスクとして管理しております ^(注3)。

なお、要求払預金の現在残高の50%相当額をコア預金とし、毎月一定額ずつ満期を迎え、最長5年、平均金利満期2.5年の定期預金とみなして金利リスク量を計算しております。

(注1) ギャップ分析…資産負債の残高を将来の金利改定期ごとに集計して、そのギャップを分析する手法。

(注2、3) 金利リスク量算定にあたり、預金や貸出金の期限前解約・返済は考慮していません。

【定量的な開示事項】

1. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	連 結				単 体			
	平成28年3月末		平成29年3月末		平成28年3月末		平成29年3月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
【資産(オン・バランス)項目】								
現金	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	15	0	7	0	15	0	7	0
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	18	0	116	4	18	0	116	4
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	107	4	-	-	107	4
我が国の政府関係機関向け	2,033	81	2,174	86	2,033	81	2,174	86
地方三公社向け	35	1	63	2	35	1	63	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,107	764	14,449	577	19,107	764	14,449	577
法人等向け	89,070	3,562	97,336	3,893	89,070	3,562	97,336	3,893
中小企業等向け及び個人向け	112,415	4,496	119,711	4,788	112,415	4,496	119,711	4,788
抵当権付住宅ローン	10,969	438	10,055	402	10,969	438	10,055	402
不動産取得等事業向け	55,442	2,217	53,242	2,129	55,442	2,217	53,242	2,129
三月以上延滞等	1,643	65	1,600	64	1,471	58	1,432	57
取立未済手形	16	0	-	-	16	0	-	-
信用保証協会等による保証付	2,288	91	1,973	78	2,288	91	1,973	78
株式会社地域活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等	11,362	454	12,083	483	11,362	454	12,083	483
(うち出資等のエクスポージャー)	11,362	454	12,083	483	11,362	454	12,083	483
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	16,278	651	15,867	634	13,322	532	12,670	506
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,678	67	2,187	87	1,487	59	1,976	79
(うち上記以外のエクスポージャー)	14,599	583	13,680	547	11,835	473	10,694	427
証券化(オリジネーターの場合)	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外の場合)	-	-	-	-	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,778	151	3,748	149	3,778	151	3,748	149
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△2,132	△85	△300	△12	△2,132	△85	△300	△12
資産(オン・バランス)計	322,342	12,893	332,240	13,289	319,214	12,768	328,875	13,155
【オフ・バランス取引等項目】								
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-	-	-	-	-	-	-	-
原契約期間が1年以下のコミットメント	67	2	94	3	67	2	94	3
短期の貿易関連偶発債務	-	-	-	-	-	-	-	-
特定の取引に係る偶発債務	-	-	-	-	-	-	-	-
NIF又はRUF	-	-	-	-	-	-	-	-
原契約期間が1年超のコミットメント	913	36	1,386	55	913	36	1,386	55
内部格付手法におけるコミットメント	-	-	-	-	-	-	-	-
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,959	78	2,263	90	1,950	78	2,254	90
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	-	-	-	-	-	-	-	-
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	528	21	213	8	528	21	213	8
有価証券の買付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	41	1	40	1	41	1	40	1
派生商品取引	41	1	111	4	41	1	111	4
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-	-
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
オフ・バランス取引等 計	3,551	142	4,109	164	3,542	141	4,100	164
【CVAリスク相当額】(簡便的リスク測定方式)	61	2	165	6	61	2	165	6
【中央清算機関関連エクスポージャー】	1	0	12	0	1	0	12	0
合 計	325,957	13,038	336,528	13,461	322,819	12,912	333,154	13,326

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成28年3月末				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月上延滞 エクスポージャー (注2) の期末残高
	主な種類別内訳			債 券	
	国債・地方債 その他の取引 オフ・バランス取引 (注1)				
国内計	848,577	542,512	189,959	225	1,681
国外計	4,000	-	4,000	-	-
地域別合計	852,577	542,512	193,959	225	1,681
製造業	36,259	35,524	-	-	111
農業、林業	1,124	1,124	-	-	-
漁業	674	674	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	700	700	-	-	6
建設業	34,057	33,993	-	-	53
電気・ガス・熱供給・水道業	7,381	7,155	-	-	-
情報通信業	3,452	3,104	-	-	-
運輸業、郵便業	16,952	16,776	-	-	34
卸売業、小売業	35,757	35,400	-	-	54
金融業、保険業	187,632	83,075	51,032	-	-
不動産業、物品賃貸業	72,033	71,952	-	-	996
各種サービス業	47,794	47,723	-	-	189
国・地方公共団体	184,181	65,479	118,695	-	-
個人	168,069	139,141	-	-	234
その他	56,506	685	24,232	225	-
業種別合計	852,577	542,512	193,959	225	1,681
1年以下	129,336	99,901	29,209	225	
1年超3年以下	87,110	40,897	46,182	-	
3年超5年以下	103,853	56,383	47,469	-	
5年超7年以下	81,400	54,275	27,125	-	
7年超10年以下	139,405	97,039	42,326	-	
10年超	182,540	180,887	1,647	-	
期間の定めのないもの	128,930	13,128	-	-	
残存期間別合計	852,577	542,512	193,959	225	

	平成29年3月末				
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月上延滞 エクスポージャー (注2) の期末残高
	主な種類別内訳			債 券	
	国債・地方債 その他の取引 オフ・バランス取引 (注1)				
国内計	817,540	524,415	170,020	591	1,585
国外計	4,214	-	4,214	-	-
地域別合計	821,754	524,415	174,235	591	1,585
製造業	35,928	35,268	-	-	119
農業、林業	840	840	-	-	0
漁業	624	624	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	490	490	-	-	4
建設業	30,747	30,690	-	-	73
電気・ガス・熱供給・水道業	10,837	10,651	-	-	-
情報通信業	3,442	3,079	-	-	-
運輸業、郵便業	17,843	17,733	-	-	53
卸売業、小売業	33,157	32,760	-	-	191
金融業、保険業	157,475	66,553	41,896	15	-
不動産業、物品賃貸業	65,633	65,601	-	-	885
各種サービス業	43,084	43,042	-	-	176
国・地方公共団体	167,043	63,735	103,301	-	-
個人	182,569	153,011	-	-	80
その他	72,035	330	29,037	575	-
業種別合計	821,754	524,415	174,235	591	1,585
1年以下	90,294	69,187	20,513	591	
1年超3年以下	89,735	42,560	47,175	-	
3年超5年以下	92,544	59,155	33,388	-	
5年超7年以下	79,931	56,795	23,095	-	
7年超10年以下	146,416	102,776	43,639	-	
10年超	181,850	176,121	5,723	-	
期間の定めのないもの	140,981	17,817	700	-	
残存期間別合計	821,754	524,415	174,235	591	

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でのリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。

3. 上表には、CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含めておりません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

〈連結〉

(単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成27年度	1,158	△149	1,008
	平成28年度	1,008	△150	858
個別貸倒引当金	平成27年度	3,173	△690	2,482
	平成28年度	2,482	△176	2,306
特定海外債権引当勘定	平成27年度	-	-	-
	平成28年度	-	-	-
合 計	平成27年度	4,331	△840	3,491
	平成28年度	3,491	△326	3,164

〈単体〉

(単位:百万円)

		期首残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	平成27年度	1,103	△142	961
	平成28年度	961	△142	818
個別貸倒引当金	平成27年度	2,744	△634	2,110
	平成28年度	2,110	△133	1,977
特定海外債権引当勘定	平成27年度	-	-	-
	平成28年度	-	-	-
合 計	平成27年度	3,848	△776	3,071
	平成28年度	3,071	△275	2,795

(3) 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	連 結	単 体	連 結	単 体
製造業	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	2	—	3	—
その他	—	—	—	—
業種別合計	2	—	3	—

(4) リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高及び1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 (単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額							
	連 結				単 体			
	平成28年3月末		平成29年3月末		平成28年3月末		平成29年3月末	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	13,266	308,760	23,186	268,181	13,266	308,759	23,186	268,181
0%超 10%以下	—	44,633	—	42,254	—	44,633	—	42,254
10%超 20%以下	90,935	6,175	79,134	4,004	90,935	6,175	79,134	4,004
20%超 35%以下	—	31,341	—	28,731	—	31,341	—	28,731
35%超 50%以下	34,797	878	45,452	480	34,797	878	45,452	480
50%超 75%以下	10,000	150,373	11,000	161,233	10,000	150,373	11,000	161,233
75%超 100%以下	7,784	145,278	6,697	143,293	7,784	142,470	6,697	140,320
100%超 150%以下	—	807	2,000	808	—	693	2,000	696
150%超 350%以下	—	—	104	700	—	—	104	700
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	156,783	688,249	167,575	649,686	156,783	685,325	167,575	646,601

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーです。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、適用します。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれます。
3. 上表には、CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含めておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	連 結		単 体	
	平成28年3月末	平成29年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	2,972	2,277	2,972	2,277
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	1,500	1,500	1,500	1,500

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引の与信相当額の算出に用いる方式

先渡取引、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式^(注)にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

(2) 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位:百万円)

	連 結		単 体	
	平成28年3月末	平成29年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末
グロス再構築コストの額	42	246	42	246
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)	225	591	225	591
派生商品取引	225	591	225	591
外国為替関連取引	202	551	202	551
金利関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	23	39	23	39
その他取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	225	591	225	591

(注) 1.原契約期間が5営業日以内の外為関連取引は、含まれておりません。

2.与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前)は、再構築コスト及びグロスのアドオン額(想定元本に金融庁告示第19号第79条に定める掛け目を乗じた額)の合計額。

(3) 信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び額

該当ありません。

(4) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

(5) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーの(連結)貸借対照表計上額及び時価

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成28年3月末		平成29年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	4,305	4,305	4,243	4,243
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	778		847	
合 計	5,084		5,090	

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成28年3月末		平成29年3月末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	4,072	4,072	3,991	3,991
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,273		1,342	
合 計	5,345		5,333	

(2) 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
売却損益額	327	189
償却額	4	3

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
売却損益額	327	189
償却額	4	3

(3) (連結)貸借対照表で認識され、かつ、(連結)損益計算書で認識されない評価損益の額

〈連結〉

(単位:百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	802	953
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

〈単体〉

(単位:百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	603	734
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-	-

7. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減 (単位:百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末
金利ショックに対する経済的価値の減少額(100BPV)	10,711	11,041
VaR(信頼水準99%、保有期間120日、観測期間5年)	4,949	9,011

(注) 経済的価値の変動額のうち、価値が減少する方向の額についてプラス表示で記載しております。

自己資本比率規制における銀行勘定の金利リスク (単位:百万円)

区 分	金利リスク量	
	平成28年3月末	平成29年3月末
貸出金	1,175	1,999
有価証券	1,364	1,990
市場性運用	8	7
その他	0	-
運用勘定合計	2,548	3,998

区 分	金利リスク量	
	平成28年3月末	平成29年3月末
定期性預金	80	△315
要求払預金	278	△1,004
市場性調達	△1	△6
その他	0	-
調達勘定合計	357	△1,325
金融派生商品(金利受取サイド)	0	-
金融派生商品(金利支払サイド)	0	-
銀行勘定の金利リスク	2,190	2,672
(参考)自己資本比率規制における第2の柱におけるアウトライヤー比率	6.519%	7.942%

- (注) 1. 自己資本比率規制における銀行勘定の金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、銀行勘定において市場金利に影響を受けるもの(貸出金、有価証券、預金等)が、一定のルールにおける金利ショックにより発生する経済的価値の変動額(リスク量)を見るものです。当行では、金利ショックを保有期間1年、過去5年の観測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックとして捉え、その金利ショック下における銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 預金者の要求によって払出される要求払預金のうち、明確な金利改定間隔がなく、長期間引き出されずに金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しております。当行では、要求払預金の現在残高の50%相当額をコア預金とし、毎月一定額ずつ満期を迎え、最長5年、平均金利満期2.5年の定期預金とみなして金利リスク量を計算しております。
3. 上記の金利リスクは、運用勘定と調達勘定の金利リスク量を相殺し、金融派生商品の金利リスク量を考慮して算定しています。